

追加議案参考資料（新旧対照）  
（議案第41号）

川越市議会第1回定例会

令和8年2月24日開会

議 案 参 考 資 料 目 次

議案第41号	川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
--------	---	---

議案第41号参考資料

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
---	---	---	---	---

第1条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(学級の編制の基準)

第4条 1 略

2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児にあつては20人以下、満4歳以上の園児にあつては30人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、満3歳以上満4歳未満の園児の学級について、学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭(次条第1項及び第2項において「保育教諭等」という。)を2人以上置く場合には、1学級の園児数を30人以下とすることができる。

4 略

(職員の数等)

第5条 1及び2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1)~(4) 略	
備考	
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第6条において同じ。)を有し、かつ、	

(学級の編制の基準)

第4条 1 略

2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児にあつては20人以下、満4歳以上の園児にあつては35人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、満3歳以上満4歳未満の園児の学級について、学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭\_\_\_\_\_又は保育教諭(次条第1項及び第2項において「保育教諭等」という。)を2人以上置く場合には、1学級の園児数を35人以下とすることができる。

4 略

(職員の数等)

第5条 1及び2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1)~(4) 略	
備考	
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第6条において同じ。)を有し、かつ、	

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

(2)～(4) 略

4 略

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 略

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 略

附 則

第6条 第5条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条及び附則第9条において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第2条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正  
(学級の編制)

第7条 1 略

2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児にあつては20人以下、満4歳以上の園児にあつては30人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、満3歳以上満4歳未満の園児の学級について、学

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭\_\_\_\_\_、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

(2)～(4) 略

4 略

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 略

(2) 主幹養護教諭\_\_\_\_\_、養護教諭又は養護助教諭

(3) 略

附 則

第6条 第5条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭\_\_\_\_\_及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条及び附則第9条において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第2条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正  
(学級の編制)

第7条 1 略

2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児にあつては20人以下、満4歳以上の園児にあつては35人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、満3歳以上満4歳未満の園児の学級について、学

級担任を2人以上置く場合には、1学級の園児数を30人以下とすることができる。

附 則

- 3 第6条第1項及び第4項（ただし書を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

級担任を2人以上置く場合には、1学級の園児数を35人以下とすることができる。

附 則

- 3 第6条第1項及び第4項（ただし書を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭\_\_\_\_\_及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。